

## 小松商工会議所特別利子補給補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受け、支障を生じている小松市内の事業者が、経営の安定に必要な資金として、制度融資利用による調達を行った場合に、かかる利子の補給金補助金を予算の範囲内において、交付、支援することにより、経営安定化とともに事業継続意欲の向上を図り、ひいては地域経済の持続、発展につなげることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する中小企業者のうちの小規模企業者(以下「事業者」という。)でかつ、小松市内において3か月以上営業経歴を有し、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)の対象業種を営む者をいう。
- (2) 新入会員 令和2年3月1日以降、小松商工会議所の会員事業所入会手続きを行った事業者をいう。
- (3) 制度融資 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い国、県、市等が施策として実施する制度融資、貸付制度で、別表1に示すものをいう。
- (4) 経営の安定に必要な資金 次に掲げる資金のことをいう。
  - ア 商品の仕入れ、材料の購入、買掛金決済、人件費支払、諸経費支払
  - イ その他、経営の安定化のために必要な資金
- (5) 取扱金融機関 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い国、県、市等が施策として実施する制度融資を実施する日本政策金融公庫及び民間金融機関。

### (利子補給補助金の対象資金)

第3条 利子補給の対象資金は、令和2年3月17日から令和2年9月30日までに融資実行された制度融資で、前条第3項に該当する経営の安定に必要な資金とする。

### (利子補給補助金の対象者)

第4条 この要綱による融資に係る利子補給の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号の要件を全て備えるものでなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けたことが証明できる小規模事業者
- (2) 現在、市内に事業所を有する小松商工会議所の会員事業者
- (3) 小松商工会議所の直近の会費を完納しているもの

(利子補給の対象期間)

第5条 利子補給補助金の交付対象期間は、融資を受けた日（以下「融資日」という。）から1年間とする。

(利子補給補助金の額)

第6条 利子補給補助金は、第3条に規定する資金の利子として、融資日から交付対象期間に金融機関に支払う額（延滞利息を除く。百円未満は切捨て）とする。ただし、次の各号に該当するものについては、その額を除いたものとし、補給金上限額は、1事業所あたり上限5万円とする。

- (1) 他の補助制度等による当該制度融資の利子補給額がある場合はその額
- (2) 新入会員に該当する場合、当該対象期間の利子支払い額の20%

(利子補給補助金の申請)

第7条 利子補給を受けようとする対象者は、制度融資を受けた後、1か月以内に小松商工会議所特別利子補給金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して会頭に提出しなければならない。

- (1) 制度融資に係る、制度名、契約者、融資日、返済期間のわかるもの
- (2) 制度融資に係る償還予定表の写し
- (3) 個人情報の提供に関する同意書（様式第2号）
- (4) 新型コロナウイルスの影響によることが分かる書類
- (5) その他会頭が必要と認める書類

(交付の決定及び確定)

第8条 会頭は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(利子補給補助金の交付)

第9条 前条の規定により利子補給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、前条に規定する決定通知書兼確定通知書を受理した後10日以内にその写しを添えて当所の指定する請求書（様式第4号）を会頭へ提出するものとする。

2 会頭は、前項の請求書の提出があった場合において、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、認定者に対し、利子補給補助金を交付するものとする。

（取消し及び返還）

第10条 会頭は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利子補給の交付決定を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき。

（2）認定及び利子補給補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

（3）利子補給補助金の交付申請に偽りその他の不正行為があったとき。

（4）前各号に掲げる場合のほか会頭が不相当と認めたとき。

2 会頭は前項の規定により認定を取り消した場合、利子補給補助金の交付を停止し、又は既に交付した利子補給補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（変更の届出）

第11条 認定者又は認定を受けようとする者が、申込内容に変更があった場合は遅滞なく変更内容の確認できる書類等を添付して会頭に届けなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月17日から施行し、令和2年9月30日限りその効力を失う。

附 則（令和2年3月25日）

1 別表1対象制度融資の追加 新型コロナウイルス感染症特別融資

別表1（第2条関係）

## 制度融資

制度融資・貸付制度 名称	金融機関
石川県緊急経営安定支援融資 (緊急経営安定支援分・資金繰り支援分 新型コロナウイルス感染症特別融資)	石川県が取扱機関として指定する金融機関
小松市中小企業緊急支援資金	小松市が取扱機関として指定する金融機関
経営環境変化対応資金 (セーフティネット貸付)	日本政策金融公庫
衛生環境激変特別貸付	日本政策金融公庫
新型コロナウイルス感染症特別貸付	日本政策金融公庫
マル経融資（コロナウイルス感染症影響分）	日本政策金融公庫
生活衛生改善貸付（コロナウイルス感染症影響分）	日本政策金融公庫

様式第1号（第7条関係）

特別利子補給補助金交付申請書

年 月 日

小松商工会議所会頭 あて

(申請者) 所在地

氏 名

㊞

電 話

特別利子補給補助金要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 利子補給補助金申請額 円
2. 利子補給対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
3. 利子補給補助金対象期間内における支払利子額 円  
(他の補助制度等により当該制度融資に利子補給を受ける額 円)
4. 制度融資名
5. 資金使途 仕入(買掛決済)、諸経費、人件費、その他 ( )
6. 添付書類
  - (1) 制度融資に係る、制度名、契約者、融資日、返済期間のわかるもの
  - (2) 制度融資に係る償還予定表の写し
  - (3) 個人情報の提供に関する同意書(様式第2号)
  - (4) 新型コロナウイルスの影響によることが分かる書類
  - (5) その他会頭が必要と認める書類

以上

様式第2号（第7条関係）

個人情報の提供に関する同意書

令和 年 月 日

小松商工会議所

中小企業相談所 あて

住 所

氏 名

実印

私は、日本国・石川県・小松市の制度融資等を利用するにあたり、小松商工会議所が推薦・認定・経由する制度融資等について確認・報告・経営カルテ作成のため、私の氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報を、小松商工会議所・日本国・石川県・小松市・石川県信用保証協会・その他金融機関（以下制度融資関係団体という）に提供することに同意致します。

また、制度融資関係団体が保有する以下に掲げる私の個人情報が、確認・報告・経営カルテ作成のため、制度融資関係団体に対して提供されることに同意致します。

- ① 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
- ② 融資利用残高・返済状況等、融資利用状況に関する情報（過去のものを含む）

【同意書の署名捺印について】

※ 本人及び保証人が署名捺印（実印）の上、各自印鑑証明書を添付して下さい。ゴム印は不可です。

様式第3号（第7条関係）

小商発第 号

様

特別利子補給補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった特別利子補給補助金については、下記条件を付して円を交付することを決定し確定した。

年 月 日

小松商工会議所

会 頭 西 正 次

記

1. この補助金交付対象となる内容は、年 月 日付交付申請書記載のとおりとする。
2. 申請内容に変更があった場合は、遅滞なく会頭に届け出ること。
3. 申請内容に偽り、その他不正行為があった場合は返還すること。

以上

請 求 書

金 額				¥				
-----	--	--	--	---	--	--	--	--

ただし、特別利子補給補助金として

（ 年 月 日 小商発第 号による）

決定額（確定） ¥ , . -

今回請求額 ¥ , . -

上記の金額を請求します。

年 月 日

（あて先） 小松商工会議所 会頭 あて

（住 所）

（氏 名）

印

（口座振込金融機関）

金 融 機 関 名	支 店 名	預金種別
銀 行 信用金庫 農 協	支店 支所	・普 通 ・当 座 ・
口座番号(7桁)	口 座 名 義 (姓)	